

昭和三十九年政令第二百九十三号

漁業災害補償法施行令

内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県が処理する事務）

第一条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務のうち、漁業共済組合（以下「組合」という。）で一の都道府県の区域をその地区とするもの（その組合から漁業災害補償法（以下「法」という。）第一百一条第一項の規定により事務の委託を受けた者を含む。以下この条において「都道府県組合」という。）に関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らこれらの権限に属する事務（法第六十九条の規定により検査を行う事務を除く。）を行ふことを妨げない。

一 法第六十八条の規定により報告を徴する事務

二 法第六十九条又は第七十一条の規定により検査を行う事務

三 法第七十二条に規定する必要な措置をとるべき旨の命令に係る事務

四 法第七十三条に規定する監督上必要な命令に係る事務

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第六十八条の規定により都道府県組合から報告を徴し、又は法第六十九条若しくは第七十一条の規定により都道府県組合の検査を行つた場合には、農林水産省令で定めるところによらない。

4 農林水産大臣は、法第六十八条の規定により都道府県組合から報告を徴し、又は法第七十一条の規定により都道府県組合の検査を行つた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県組合に対し、第一項本文の規定に基づき法第七十二条又は第七十三条の規定による処分をした場合には、農林水産大臣が指定する湖沼を除く。次号において同

産省令で定めるところにより、当該処分の内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

（漁業共済事業の実施）

四 条各号に掲げる漁業の各種類並びに法第一百五十五条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）の各種類のうち、その種類の漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該都道府県の区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその種類の漁業又は養殖業に係る漁獲金額の総額等からみて、当該都道府県において主要な漁業又は養殖業の種類であると認められるものについては、その種類の漁業又は養殖業を対象とする漁獲共済又は養殖共済若しくは特定養殖共済を行わなければならぬい。この場合において、一の漁業又は養殖業の種類が当該都道府県の区域において主要な漁業又は養殖業の種類であるかどうかを判定する基準については、農林水産大臣が定める。

（免責事由）

五 条各号に掲げる組合員にあつては、同号口に規定する中小漁業者を含む。次条において同じ。が次条の規定による義務を有する場合にその義務を怠つたこととする。

（第一号漁業に係る漁獲共済における水産動植物の保護義務）

六 条 法第四百四条第一号に掲げる漁業（以下「第一号漁業」という。）に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、被共済者は、当該共済契約に係る漁業の目的とする水産動植物を保護するために必要な行為で農林水産省令で定めるものを怠つてはならない。

（漁獲共済の対象とする漁業）

七 条 法第四百四条第一号の政令で定める漁業は、共同漁業権に基づく漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第一号の第一種共同漁業であつて、わかつてんぐさ又はあわびをとる漁業とする。

八 条 法第四百四条第一号の政令で定める漁業は、第一号漁業、法第一百四条に掲げる漁業及び特定養殖業であつて、次に掲げるものとする。

じ。において営むもの及び漁業法第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定めるものを除く。）

二 内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業

（第一号漁業に係る水域の設定）

九 条 都道府県知事は、法第一百五十五条第一号口の規定により一定の水域を定めるには、第一号漁業に属する漁業の種類ごとに、前項第一号の規定による区分に係る地域をもつてそれぞれの区域として定めなければならない。

（第二号漁業に係る区域及び区分の設定）

十 条 都道府県知事は、法第一百五十五条第一号口の規定により区域を定めるには、法第一百四十二条に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）を営む者がその組合員となつている漁業協同組合（業種別組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条号口の規定によりその組合員の資格を有する者を定款で定める特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合をいう。第四項において同じ。）を除く。以下この項において「特定組合」の地区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定組合については、その地区的うち当該都道府県の区域に係る部分に限る。以下同じ。）ごとに、その地区の全部が一の区域となるよう定めなければならない。ただし、特定組合の地区の全部又は一部が他の特定組合の地区の一部となつているときは、これらの地区の全部をあわせた区域が一の区域となるよう定めなければならない。

十一 条 都道府県知事は、第一号漁業に属する漁業の種類ごとに、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、法第一百五十五条第一項第一号口の規定により二以上の区域を定めることができる。

十二 条 都道府県知事は、前項の規定により区域の全部をあわせた区域が一の区域となるよう定めなければならない。

十三 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域の全部を定められた区域が著しく狭く定められるとき、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

十四 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

十五 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

十六 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

十七 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

十八 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

十九 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十一 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十二 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十三 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十四 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十五 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十六 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十七 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十八 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

二十九 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

三十 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

三十一 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

三十二 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

三十三 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

三十四 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

三十五 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

三十六 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

三十七 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

三十八 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

三十九 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

四十 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

四十一 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

四十二 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

四十三 条 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めことができる。

の販売が同号の集団ごとに区分して行われること。に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定めるものと認められること。

三 第一号の集団ごとに当該集団に属する中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の操業に係る総漁獲金額を把握することが容易であると認められること。

四 各号に掲げる漁業の各種類及び法第一百十一条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）の各種類のうち、その種類の漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該都道府県の区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその種類の漁業又は養殖業に係る漁獲金額の総額等からみて、当該都道府県の区域内において主要な漁業又は養殖業の種類であると認められるものについては、その種類の漁業又は養殖業を対象とする漁獲共済又は養殖共済若しくは特定養殖共済を行わなければならぬい。この場合において、一の漁業又は養殖業の種類が当該都道府県の区域において主要な漁業又は養殖業の種類であるかどうかを判定する基準については、農林水産大臣が定める。

（第一号漁業に係る水域の設定）

五 都道府県知事は、法第一百五十五条第一項第一号口の規定により一定の水域を定めるには、第一号漁業に属する漁業の種類ごとに、前項第一号の規定による区分に係る地域をもつてそれぞれの区域として定めなければならない。

六 都道府県知事が法第一百五十五条第一項第一号口に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）を営む者がその組合員となつている漁業協同組合（業種別組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条号口の規定により区域を定めるには、法第一百四十二条に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）を営む者がその組合員となつている漁業協同組合をいう。第四項において同じ。）を除く。以下この項において「特定組合」といふ。）の地区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定組合については、その地区的うち当該都道府県の区域に係る部分に限る。以下同じ。）ごとに、その地区の全部が一の区域となるよう定めなければならない。ただし、特定組合の地区の全部又は一部が他の特定組合の地区となつているときは、これらの地区の全部をあわせた区域が一の区域となるよう定めなければならない。

七 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

八 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

九 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十一 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十二 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十三 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十四 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十五 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十六 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十七 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十八 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

十九 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十一 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十二 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十三 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十四 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十五 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十六 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十七 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十八 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

二十九 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

三十 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

三十一 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

三十二 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

三十三 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

三十四 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められるときは、同項の規定にかかるらず、その区域を二以上に分けて定めなければならない。

となつてゐる業種別組合の地区を基礎として法
第一百五条第一項第二号の規定により区域を定
めることができる。

都道府県知事は、法第一百五条第一項第二号の
規定により区分を定めるには、前各項の規定
により定める区域ごとに、その区域内に住所を
有する者の第二号漁業に属する漁業の種類に応
じて定めなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により区分を定
めるとすればその区分に係る特定第二号漁業者
となるべき者の数が著しく少なくなるときは、
同項の規定にかかわらず、その区分と同項の規
定によるものとした場合に定められる他の区分
とを合わせて一の区分として定めることができ
る。

都道府県知事が法第一百五条第一項第二号の
規定により区域及び区分を定めた場合には、第
七条第三項の規定を準用する。

（法第一百五条第一項第二号に掲げる組合員の
要件の特例）

第九条の二 都道府県知事は、法第一百五条第一項
第二号の規定により定められた区域に係る第
二号漁業を営む者がその組合員となつてゐる漁
業協同組合（以下この条において「特定組合」
といふ）の水産業協同組合法第十八条第一項
第一号の規定で定める日数（以下この条におい
て単に「定期で定める日数」という。）が九十
日と異なるときは、当該定期で定める日数（当
該区域が前条第一項ただし書又は同条第三項の
規定により定められた場合であつて当該区域に
係る特定組合のいずれかの定期で定める日数が
他の当該特定組合の定期で定める日数と異なる
ときは、それぞれの特定組合の定期で定める日
数、中小漁業者の数その他当該区域における漁
業事情を勘案して定期で定める日数）を法第一百五条第
一項第二号の規定により当該区域につき定め
る日数とすることができる。

（特定第二号漁業者の要件）

第九条の三 法第一百八条第二項の政令で定める要
件は、次の各号のいずれにも該当するものであ
ることとする。

一 総トン数一トン以上百トン未満の動力漁船
により行う漁業（二隻以上の漁船（農林水産
大臣が定める附屬漁船を除く。）によりまき
網、船びき網、底びき網又は敷網を使用して
営む漁業であつて、当該漁船の合計総トン数
が百トン以上であるものを除く。）又は第六

条第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」と
いう。）を営むこと。

二 前号に規定する漁業を営む日数が一年を超
えて百二十日までの範囲内で、農林水産省令で
定めどころにより都道府県知事がこれと異
なる日数を定めたときは、その日数を超える
こと。

三 法第一百五条第一項第二号の規定により定
められた区分に係る漁業の漁獲金額が一年を
通じて二百万円を超えること。

（漁獲共済の共済金額の最低限度）

第十一条 法第一百十条第三項の政令で定める金額
は、共済限度額に百分の四十を乗じて得た金額
とする。

（漁獲共済の共済限度額の算定に用いる組合が
定める金額）

第十二条 法第一百十一条第一項の組合が定める金
額は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被
共済資格者（法第一百五条第一項の被共済資格者
をいう。以下この条、第二十三条第三項第二号
及び第二十五条第二項第一号において同じ。）
の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日
(周年操業をする漁業に係る漁獲
第一号の定期で定める日数（以下この条におい
て単に「定期で定める日数」という。）が九十
日と異なるときは、当該定期で定める日数（当
該区域が前条第一項ただし書又は同条第三項の
規定により定められた場合であつて当該区域に
係る特定組合のいずれかの定期で定める日数が
他の当該特定組合の定期で定める日数と異なる
ときは、それぞれの特定組合の定期で定める日
数、中小漁業者の数その他当該区域における漁
業事情を勘案して定期で定める日数）を法第一百五条第
一項第二号の規定により当該区域につき定め
る日数とすることができる。

（漁獲共済の共済金額の算定に用いる組合が
定める金額）

第十三条 法第一百十四条の政令で定める養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十四条 法第一百十三条第四項の政令で定めた
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十五条 法第一百四十四条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十六条 法第一百四十五条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十七条 法第一百四十六条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十八条 法第一百四十七条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十九条 法第一百四十八条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十条 法第一百四十九条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十一条 法第一百五十条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十二条 法第一百五十一条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十三条 法第一百五十二条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十四条 法第一百五十三条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十五条 法第一百五十四条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十六条 法第一百五十五条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間にお
ける農林水産省令で定める一定年間の操業に係
る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を
勘査して定めなければならない。

（漁獲共済の共済金の支払に関する特約に係る
種類の漁業）

第十二条 法第一百十一条第一項の農林水産省令で
定める割合は、百分の九十から百分の七十まで
の範囲内において定めるものとする。

（漁獲共済の共済金の支払に関する特約に係る
種類の漁業）

第十三条 法第一百十三条第四項の政令で定めた
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十四条 法第一百十四条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十五条 法第一百四十五条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十六条 法第一百四十六条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十七条 法第一百四十七条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十八条 法第一百四十八条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第十九条 法第一百四十九条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十条 法第一百五十条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十一条 法第一百五十一条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十二条 法第一百五十十二条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十三 条 法第一百五十三条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十四 条 法第一百五十四条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十五 条 法第一百五十五条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十六 条 法第一百五十六条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十七 条 法第一百五十七条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

第二十八 条 法第一百五十八条の政令で定めた養殖業
は、次に掲げるものとする。

（養殖共済の対象とする養殖業）

定める日までのものを網いけすに放養して行
うものに限る。（以下同じ。）

八 小割り式三年魚たい養殖業（まだい等で前
号に規定する日の翌日から一年以内のものを
網いけすに放養して行うものに限る。以下同
じ。）

九 小割り式三年魚ふぐ養殖業（ぎんざけ等で第
七号に規定する日の翌日から一年を経過した
日の以後のものを網いけすに放養して行う
ものに限る。以下同じ。）

十 小割り式三年魚ふぐ養殖業（ぎんざけ等で第
七号に規定する日の翌日から一年を経過した
日の以後のものを網いけすに放養して行う
ものに限る。以下同じ。）

十一 小割り式三年魚ふぐ養殖業（どらふぐで
ふ化したものにあつては、ふ化年の翌々年
の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で
定める日までのものを網いけすに放養して行
うものに限る。以下同じ。）

十二 小割り式三年魚ふぐ養殖業（とらふぐで
前号に規定する日の翌日から一年以内のものを
網いけすに放養して行うものに限る。以下
同じ。）

十三 小割り式三年魚ふぐ養殖業（とらふぐで
前号に規定する日の翌日から一年以内のものを
網いけすに放養して行うものに限る。以下
同じ。）

十四 小割り式三年魚かんばち養殖業（かんば
ちでふ化年の翌年（八月から十二月までの間
にふ化したものにあつては、ふ化年の翌々年
の単位漁場区域ごとに組合が共済規程
で定める日までのものを網いけすに放養して行
うものに限る。以下同じ。）

十五 小割り式三年魚かんばち養殖業（かんば
ちで前号に規定する日の翌日から一年以内の
ものを網いけすに放養して行うものに限る。
以下同じ。）

十六 小割り式三年魚かんばち養殖業（かんば
ちで第十四号に規定する日の翌日から一年
以内のものを網いけすに放養して行うものに
限る。以下同じ。）

十七 小割り式ひらめ養殖業（ひらめの幼魚を
網いけすに放養して行うものに限る。以下同
じ。）

十八 小割り式ひらめ養殖業（すずきの幼魚を
網いけすに放養して行うものに限る。以下同
じ。）

ふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年（）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定めるまでのものを網いけすに放養して行うものに限る。（以下同じ。）

二十 小割り式三年魚すずき養殖業(すずきで)を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。)

した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。)

組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。)

二十二 小割り式三年魚ひらまさ養殖業（ひらまさ）
まで前号に規定する日から一年を経過した
日以後のものを網いければ放養して行うもの
に限る。（以下同じ。）

二十三 小割り式まあじ養殖業（まあじの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

二十四 小割り式一年魚しまあじ養殖業（しまあじでふ化の年の翌年（八月から十二月まで）の間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年の単立魚場区或二ヶ組合が共済規

程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。)

二十六 小割り式三年魚しまあじ養殖業（しまあじで前号に規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

あじで第二十四号に規定する日の翌日から二年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。(以下同じ。)

二十七、^ハ書い立タテて名魚メイギに水養死美ミツナシ（このは）た、やいとはた又はくえ（以下「まはた等」）といふ。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化

の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同

二十八 小割り式三年魚または養殖業（まはた等で前号に規定する日から一年を経過した日

から年以内のものを網いけずに放養して行うものに限る。(以下同じ。)

三十 小割り式五年魚または養殖業（または等）で第二十七号に規定する日から三年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。（以下同じ。）

三十一 小割り式すぎ養殖業（すぎの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

三十三 小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）

るまぐろでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。)

三十四 小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろで前号に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養

して行うものに限る。以下同じ。)
三十五 小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろで第三十三号に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものを網いナメ

に放養して行うものに限る。(以下同じ。)
三十六 小割り式五年魚くろまぐろ養殖業(くろまぐろで第三十三号に規定する日から三年

を経過した日以後のものを細いにすに放養して行うものに限る。以下同じ。)

でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で

定める日から一年以内のものを絶り、(は)が養して行うものに限る。(以下同じ。)

から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。)

等で第三十七号に規定する日から二年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。)

第十四条 (養殖共済の共済目的) 法第一百五十五条

殖水產動植物は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | | | |
|---------|--------------------------|--|--|
| るまぐろ | 小割り式 | 五年魚くろまぐろ養殖業 | くろまぐろ(本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚くろまぐろ養殖業の項の下欄に規定するものに限る)。 |
| 養殖業 | 小割り式 | 二年魚めばる養殖業 | くろまぐろ(本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚くろまぐろ養殖業の項の下欄に規定するものに限る)。 |
| の種類 | 小割り式 | 三年魚めばる養殖業 | くろまぐろ等(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあっては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から三年を経過した日から一年以内のものに限る)。 |
| 養殖業 | 小割り式 | 四年魚めばる養殖業 | くろまぐろ等(本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚めばる養殖業の項の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る)。 |
| の種類 | 小割り式 | うなぎ養殖業 | くろまぐろ等(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあっては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る)。 |
| 養殖水產動植物 | 2 法第百十五条规定の政令で定める養殖水產動植物 | とらふぐ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあっては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る)。 | とらふぐ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあっては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る)。 |

る養殖 経過した日から一年以内のものに限る。」
 小割り かわはぎ等（本養殖しているもので
 式かわ ふ化の年の翌年の単位漁場区域ごと
 はぎ養 は組合が共済規程で定める日から一
 殖業 年以内のものに限る。」
 (単位漁場区域の設定)

第十五条 都道府県知事は、単位漁場区域を定め
(単位漁場区域の設定)

るには、法第一百八条第一項の農林水産省令で
 定める養殖業の種類ごとに、当該養殖業につ
 ての一の漁業権に係る漁場の区域（一の漁業権
 に係る漁場の区域が他の漁業権に係る漁場の区
 域と近接している等のため一の漁業権に係る漁
 場の区域における当該養殖業の養殖共済に係る
 共済事故による損害を認定することが困難であ
 ると認められるときは、これらの漁業権に係る
 区域を定めるとすればその単位漁場区域が著し
 く広く定められる場合において、その単位漁場
 区域における当該養殖業の操業の区域が区分さ
 れており、かつ、当該区分された区域における養
 殖業の養殖共済に係る共済事故による損害を認定
 することが容易であると認められるときは、同項の規
 定にかかるらず、その単位漁場区域をもつてそれぞ
 れ一の単位漁場区域として定めることができ
 る。

3 都道府県知事が法第一百八条第一項の規定に
 より単位漁場区域を定めた場合には、第七条第
 二項の規定を准用する。
第十六条 法第二百二十三条规定の政令で定める
損害は、次に掲げるものとする。
 一 汚水、廃液その他養殖水産動植物に有害な
 物の遺棄又は漏せつによる水の汚染によつて
 生じた損害
 二 共済目的たる養殖水産動植物が当該単位漁
 場区域（内水面において當む養殖業に係る養
 殖共済にあつては、事業場。以下この号にお
 いて同じ。）以外の区域に移された場合（共
 済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に
 避難するため当該単位漁場区域に近接する区
 域に移された場合及び共済目的たる養殖水產
 動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締
 結の申込みに際し共済規程で定めるところに

より組合に申出がありその申出に従い当該單
 位漁場区域以外の区域に移された場合を除
 く。」において、その移されている期間内に
 当該養殖水産動植物について生じた損害
 の行為によって生じた損害

三 前二号に掲げるもののほか、当該被共済者

の行為によつて生じた損害

(養殖共済の共済金の支払の特例)

第十七条 法第二百二十四条第一項の政令で定める
(養殖共済の共済金の支払の特例)

割合は、百分の十五とする。

第十八条 法第二百二十四条第二項第二号の政令で
定める種類の養殖業は、かき養殖業、一年貝真
珠養殖業、二年貝真珠養殖業、小割り式二年魚
ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業及び小
割り式ひらめ養殖業とする。

2 法第二百二十四条第二項第二号の政令で定める
 共済事故は、疾病（前項に規定する種類の養殖
 業ごとに、継続して著しい損害をもたらすもの
 として農林水産省令で定めるものに限る。）に
 よる死亡とする。

3 組合は、第一項に規定する種類の養殖業に保
 有する単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域にお
 ける当該種類の養殖業に属する養殖業に係る養
 殖共済についての共済責任期間の開始日前三年
 間の各年に於ける当該養殖業に係る養殖水産動
 物であつて前項に規定する共済事故に該当する
 事故によつて受けた損害に係るものとの数量の当
 該養殖水産動物の合計数量に対する割合（当該
 各年のうち赤潮等のため当該割合が著しく小さ
 くなつた年その他特別の事由があると認められ
 る年にあつては、当該単位漁場区域の過去にお
 ける当該割合及び当該単位漁場区域に近接する
 区域の事情を勘案して組合が認定する割合。次
 項において「損害割合」という。）がそれぞれ
 百分の五以上である場合には、当該単位漁場区
 域を当該共済責任期間につき法第二百二十四条第
 二項第二号の規定により組合が共済規程で指定
 する単位漁場区域として指定しなければならな
 い。

4 組合が、法第二百二十四条第二項第二号の規定
 に基づき、前項の規定により指定された単位漁
 場区域のそれにつき、共済規程で指定する

| 損害割合を算術平均した割合 | 指定する割合 |
|---------------|--------|
| 百分の十五未満 | 百分の五 |
| 百分の十五以上百分の二十未 | 百分の十 |
| 未満 | 未満 |
| 百分の三十以上百分の三十五 | 百分の二十五 |
| 未満 | 未満 |
| 百分の二十五以上百分の三十 | 百分の二十 |
| 未満 | 未満 |
| 百分の三十五以上 | 百分の三十 |
| 未満 | 未満 |

合」という。」の地区（その地区が他の都道府
 県の区域にわたる特定養殖業組合については、
 その地区的うち当該都道府県の区域に係る部分
 に限る。以下同じ。）ごとに、その地区的全部
 が一の区域となるように定めなければならない。
 ただし、特定養殖業組合の地区の全部又は
 一部が同一の種類の特定養殖業に係る他の特定
 養殖業組合の地区の一部となつているときは、
 これらの地区的全部をあわせた区域が一の区域
 となるよう定めなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により一定の区
 域を定めるとすればその区域が著しく広く定め
 られるときは、同項の規定にかかわらず、その
 区域を二以上に分けて定めることができる。

都道府県知事は、第一項の規定により一定の区
 域を定めるとすればその区域が著しく少くなるときは、
 同項の規定にかかわらず、その区域と同項の規
 定によるものとした場合に定められる他の区域
 を合わせて一の区域として定めることができ
 る。

都道府県知事が法第二百二十五条の三第一項第
 二号の規定により一定の区域を定めた場合は、
 第七条第三項の規定を準用する。

2 都道府県知事が法第二百二十四条第三項各号列記以
 外の部分及び第四項の政令で定める種類の養殖
 業は、第十三条各号に掲げる養殖業とする。

3 法第二百二十四条第三項第二号の政令で定める
 割合は、百分の十とする。

**第十八条の二 法第二百二十四条第三項各号列記以
 外の部分及び第四項の政令で定める種類の養殖**
業は、第十三条规定の各号に掲げる養殖業とす
る。

2 法第二百二十四条第三項第二号の政令で定める
 割合は、百分の三十とする。

第十八条の三 法第二百二十四条の二第一項の政令
で定める割合は、百分の三十とする。

第十八条の四 法第二百二十五条の二の政令で定め
る養殖業は、のり等養殖業（網ひびを使用して
行うのり又はもずくの養殖業をいう。以下同
じ。）、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝
養殖業（海面において行うものに限る。以下同
じ。）、はたて貝等養殖業（網等により垂下して
行うたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝又はひ
おうぎ貝の養殖業をいう。以下同じ。）、特定か
き養殖業（その養殖するかきにつきその生産金
額を適正に確認することができる見込みがある
ものとして農林水産省令で定める基準に適合す
る者が當むかきの養殖業をいい、網等により垂
下して行うものに限る。以下同じ。）、くるまえ
び養殖業、うに養殖業（繩等により垂下して行
うものに限る。以下同じ。）、及びほや養殖業と
する。

第十八条の五 都道府県知事は、法第二百二十五条
の三第一項第二号の規定により一定の区域を定
めるには、特定養殖業を當む者がその組合員と
なつてある漁業協同組合（以下「特定養殖業組
**合」という）の地区にわたる特定養殖業組合につ
 いては、その地区的うち当該都道府県の区域に係る部分
 に限る。以下同じ。）ごとに、その地区的全部又は
 一部が同一の種類の特定養殖業に係る他の特定
 養殖業組合の地区の一部となつているときは、
 これらの地区的全部をあわせた区域が一の区域
 となるよう定めなければならない。**

都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、そ
 の日数（日数）を超えること。

1 法第二百二十五条の三第一項第二号の規定に
 より定められた区域に係る特定養殖業を當む
 日数が一年を通じて九十日（当該区域につ
 き、九十日を超えて百二十日までの範囲内で、
 農林水産省令で定めるところにより都道府県
 知事がこれと異なる日数を定めたときは、そ
 の日数）を超えること。

2 前号の特定養殖業の養殖に係る生産金額が
 一年を通して百三十万円を超えること。

第十八条の六 法第二百二十五条の六第一項の政令
で定める要件は、次の各号のいずれにも該當す
るものであることをとする。

4 都道府県知事が法第二百二十五条の三第一項第
 二号の規定により一定の区域を定めた場合は、
 第七条第三項の規定を準用する。

第十八条の六 法第二百二十五条の六第一項の政令
で定める要件は、次の各号のいずれにも該當す
るものであることをとする。

1 法第二百二十五条の三第一項第二号の規定に
 より定められた区域に係る特定養殖業を當む
 日数が一年を通じて九十日（当該区域につ
 き、九十日を超えて百二十日までの範囲内で、
 農林水産省令で定めるところにより都道府県
 知事がこれと異なる日数を定めたときは、そ
 の日数）を超えること。

2 前号の特定養殖業の養殖に係る生産金額が
 一年を通して百三十万円を超えること。

第十八条の七 法第二百二十五条の九第一項の組合
が定める金額は、共済契約ごとに、当該共済契
約に係る被共済資格者（法第二百二十五条の三第
一項第一号の被共済資格者をいう。以下この
条、第二十三条规定の各号及び第二十五条第
二項第四号において同じ。）の當む当該特定養
殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間にお

ける農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される金額を基準とし、当該特定養殖業者との間で定めた特定養殖業に係る経営基準情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に關係する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖業共済の他の被共済資格者の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間に於ける農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して定めなければならない。

(特定養殖共済の共済限度額の算定に用いる割合)

第十八条の八 法第二百二十五条の九第一項の農林水産省令で定める九十から百分の七十までの範囲内において定めるものとする。

(基準生産数量)

第十八条の九 法第二百二十五条の十一第一項の組合が定める基準生産数量は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済者の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間に於ける農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される数量を基準として定めなければならない。

法第二百二十五条の十一第二項の組合が定める基準生産数量は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る同項に規定する特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間に於ける農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される数量を基準として定めなければならない。

(特定養殖共済の共済金の支払に関する特約に係る特定養殖業の種類)

第十八条の十 法第二百二十五条の十一第三項の政令で定める種類の特定養殖業は、のり等養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ばた貝等養殖業、特定かき養殖業、くわまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業とする。

(漁業施設共済の共済目的)

第十九条 法第二百二十六条第一項の政令で定める養殖施設及び漁具は、次に掲げるものとする。

一 浮流式養殖施設(浮子、幹縄及び網ひびの部分に限る旨の特約がある場合にあっては)

は、当該浮子、幹繩及び網ひびの部分に限る。)

二 はえ縄式養殖施設（浮子、幹縄、養殖水産動植物を垂下するために用いる籠（その附属具を除く。以下この号及び第四号において単に「籠」という。）及び養成網の部分に限る旨の特約がある場合にあつては、当該浮子、幹縄、籠及び養成網の部分に限る。）

三 いい打ち式養殖施設（のり等養殖業のうちのりの養殖業又はかき養殖業若しくは特定かき養殖業に供用するものに限る。）

四 いかだ（竹いかだにあつてはかき養殖業又は特定かき養殖業に供用するものに限り、いかだの本体及び籠の部分に限る旨の特約がある場合にあつては当該いかだの本体及び籠の部分に限る。）

五 網いけす（網いけすの本体に限る旨の特約がある場合にあつては、当該網いけすの本体に限る。）

六 定置網（かき網及び身網により構成されるものに限り、かつ、網地の部分又は定置網の本体に限る旨の特約がある場合にあつては当該網地の部分又は定置網の本体に限る。）

七 まき網（あぐり網、巾着網及び縫切網に限り、かつ、網地の部分に限る旨の特約がある場合にあつては当該網地の部分に限る。）

（漁業施設共済の共済事故）

第十九条の二 法第二百一十六条第二項の政令で定める事故は、沈没（養殖施設に係るものであつて、農林水産省令で定める程度のものに限る。以下同じ。）とする。

（漁業施設共済に係る填補の責めを負わない損害）

第二十条 法第二百三十四条の政令で定める損害は、次に掲げるものとする。

一 漁船に搭載される漁具について、その漁船とともに全損となつた場合の当該損害

二 前号に掲げるもののほか、当該被共済者の行為によつて生じた損害

（可分養殖施設等に係る共済事故、共済額及び共済金の特例）

第二十一条 法第二百三十六条に規定する養殖施設又は漁具（以下「可分養殖施設等」という。）を其目的とする漁業施設共済においては、当該其目的につき、法第二百一十六条第二項に規定する共済事故のはか、法第二百三十六条の農林水産省令で、当該可分養殖施設等の供用中にお

けるその一部の損壊、滅失、流失及び沈没であつて一定の程度以上のものを共済事故とするこ

2 前項の規定により可分養殖施設等の一部の壊滅、滅失、流失及び沈没を共済事故とする共済契約に係る共済価額及び共済金の金額についての規定は、次により、法第百三十六条の農林水産省令で、法第百三十二条及び第百三十五条の特例を定めるものとする。

一 共済価額については、共済目的たる一定の可分養殖施設等につき、これを当該共済責任期間中において追加した場合に当該共済価額を増加することができるよう法第百三十二条の共済価額の算定方式を変更することができるものとする。

二 共済金の金額については、共済事故による養殖施設又は漁具

第三十一条の二 法第百三十六条の二の政令で定める養殖施設又は漁具は、第十九条各号に掲げる養殖施設又は漁具とする。
(漁業施設共済の継続申込特約に係る共済契約で定める割合の最低限度)

第二十一条の三 法第百三十六条の三第一項の政令で定める割合は、百分の三十五とする。
(漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係る再共済金額の算定に用いる割合)

第二十二条 法第百四十条第一項第一号ロの政令で定める割合は、百分の九十五とする。
2 法第百四十条第一項第一号ハの政令で定める割合は、百分の七десятとする。

(漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合)

第二十二条の二 法第百四十条第一項第二号の政令で定める割合は、百分の九十とする。
(団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方針)

第二十二条の三 農林水産大臣は、法第百四十条第二項の規定により同条第一項第一号に規定する団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方針を定めるには、漁獲共済にあつては第一号から第十三号までに掲げる海業ごと、養殖共済にあつては第十四号から第三

十二号までに掲げる養殖業ごと、特定養殖共済にあつては特定養殖業の種類ごとに、当該漁業

二 十二号までに掲げる養殖業ごと、特定養殖共済にあつては特定養殖業の種類ごとに、当該漁業に属する漁業に係る漁獲共済、当該養殖業に属する養殖業に係る養殖共済又は当該特定養殖業に属する養殖業に係る特定養殖共済についての危険の態様を勘案して定めなければならない。

一 第五条に規定する漁業のうちこんぶをとる漁業

二 第一号漁業のうち前号に掲げる漁業以外の漁業

三 第二号漁業のうちまき網又は敷網を使用して當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン未満のもの

四 第二号漁業のうちまき網又は敷網を使用して當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン以上もの

五 第二号漁業のうち船びき網又は底びき網を使用して當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン未満のもの

六 第二号漁業のうち船びき網又は底びき網を使用して當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン以上もの

七 第二号漁業のうちさし網を使用して當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン未満のもの

八 第二号漁業のうちさし網を使用して當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン以上のもの

九 第二号漁業のうちえ繩を使用して又は釣りによつて當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン未満のもの

十 第二号漁業のうちえ繩を使用して又は釣りによつて當む漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン以上のもの

十一 第二号漁業のうち第三号から前号までに掲げる漁業及び定置漁業以外の漁業であつて、当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン未満のもの

に対する割合が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助限度率を超える場合には、共済限度額又は共済併額に当該補助限度率を乗じて得た金額。(第三項において同じ。)に純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じ、更に、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる補助率を乗じて得た金額とする。

特定藻類養殖業（のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済及び特定藻類養殖業に供用する養殖施設を共済目的とする漁業施設共済の共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じ、更に、百分の二十七・五を乗じて得た金額とする。

次に掲げる場合においてその申込みに基づいて締結された共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、前二項の規定にかかるわらず、共済契約ごとに、共済金額に純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じ、更に、漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済及び特定養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては別表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる補助率に二を乗じて得た割合（同表の上欄の第二号（四）に掲げる区分にあつては百分の四十五、同号（六）に掲げる区分にあつては百分の三十五）を、特定藻類養殖業に係る特定養殖共済及び特定藻類養殖業に供用する養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては百分の五十五を乗じて得た金額とする。

第一号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、法第五百五一条第一項第一号イに掲げる組員から当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合又は同号ロに掲げる組員から法第八百八条第一項の規定により当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合

二 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、法第五百五一条第一項第二号ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに特定第二号漁業者（農林水産省令で定めるもの）を除く。以下この号及び第二百五十五条第二項第一号において同じ。）の全てについて、法第

額」という。)が一億六千万円(当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む定置漁業である場合にあつては、八億円)以上である場合において当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額に、更に、一億六千万円(当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む定置漁業である場合にあつては、八億円)の基準漁獲金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

二 共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合 当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの

三 共済契約者が法第五百五条第一項第二号ハに掲げる組合員である場合 同号ハに掲げる団体の構成員の全てを通ずる共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額(当該共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの)の合計額を当該中小漁業者の数で除して得た金額

三 共済契約者が法第五百五条第一項第二号ハに掲げる団体である場合 同号ハに掲げる団体の構成員の全てを通ずる共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額(当該共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの)の合計額を当該構成員の数で除して得た金額

一 前項の「漁業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

二 漁業協同組合

二 漁業生産組合

三 漁民(漁業法第一条第二項に規定する漁業者又は同項に規定する漁業従事者である個人をいう。イにおいて同じ。)が組合員、社員

又は株主となつてゐる法人（前二号に掲げる者及び公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。次号において同じ。）を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ その組合員、社員又は株主の百分の七十五以上が、共済契約漁業に係る漁業権が設定されている海区の属する都道府県に住所を有する漁民（口において「地域漁民」といふ。）であること。

ロ その組合員、社員又は株主である地域漁民の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員である地域漁民の出資額又はその株主である地域漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

ハ 共済契約漁業に常時従事する者の三分の一以上が、その組合員、社員若しくは株主であるか、又はこれらと世帯を同じくする者であること。

イ 前三号のいずれかに該当する法人が組合員、社員又は株主となるつてゐる法人（公開会社を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ その組合員、社員又は株主である前二号のいずれかに該当する法人の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員である前二号のいずれかに該当する法人の出資額又はその株主である前二号のいずれかに該当する法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

ロ 共済契約漁業に常時従事する者の三分の一以上が、その組合員、社員若しくは株主である前二号のいずれかに該当する法人の組合員、社員若しくは株主である前二号のいずれかに該当する法人の出資額又はその株主である前二号のいずれかに該当する法人の有する株式の金額（共済金額の共済額に対する割合が、当該共済目的たる漁具をその用に供する漁業の区分ごとに百分の六十から百分の四十七までの範囲内で農林水産大臣が財務大臣と協議して定め

る割合を超える場合には、共済負額に当該割合を乗じて得た金額)に純共済掛金率(農林水産大臣が法第百三十三条第二項の規定により基準となる率を定めている漁具にあつては、その基準となる率)を乗じ、更に、当該漁業の区分ごとに二分の一から八分の一までの範囲内において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める補助率を乗じて得た金額とする。

第二十四条の二 法第百九十五条第一項各号列記以外の部分の政令で定める一定の要件は、養殖施設を共済目的とする漁業施設共済の共済契約者が、当該共済契約に係る法第百三十一条第一項の割合として、百分の三十（当該共済契約に係る共済目的であるいかだ又ははえ縄式養殖施設（以下この項において「いかだ等」という。）を一年貝真珠養殖業（当該一年貝真珠養殖業に供用するいかだ等の共済責任期間中ににおける最高の台数が三十台未満であるものに限る。）、二年貝真珠養殖業（当該二年貝真珠養殖業に供用するいかだ等の共済責任期間中ににおける最高の台数が三十台未満であるものに限る。）又は珍珠母貝養殖業（当該珍珠母貝養殖業に供用するいかだ等の共済責任期間中における最高の台数が二十台未満であるものに限る。）に供用する場合にあつては、百分の四十）以上の割合を選択していることとする。

漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た数とし、共済契約者が同号ハに掲げる団体である場合には、その構成員の當む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（当該構成員の當む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該構成員の数で除して得た数とする。次項第一号及び別表第二号において同じ。）が百トンに満たないこと。

二 養殖共済（次号に規定する養殖共済を除く。）の共済契約者にあっては、当該共済契約者の當む当該共済契約に係る養殖業につき、農林水産省令で定める養殖業の区分ごとに、当該養殖業に供用するいかだ（はえ縄等）の設置その他いかだに代えて供用する養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる台数（当該共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、当該台数に五乗じて得た台数）に満たないこと。

| | |
|----------|-------|
| 特定養殖業の種類 | |
| のり等養殖業 | 六千五百柵 |
| わかめ養殖業 | 五百台 |
| こんぶ養殖業 | 五百台 |
| 真珠母貝養殖業 | 百台 |
| ほたて貝等養殖業 | 四百五十台 |

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成十四年一月一七日政令第一号抄）
（施行期日）
行する。

附則(平成二年六月七日政令第三一)
○号抄
(施行期日)

した場合については、第二十六条の規定による改正後の漁業災害補償法施行令（次項において「新漁業災害補償法施行令」という。）第一条第三項及び第五項の規定は、適用しない。

この政令の施行前に農林水産大臣が旧漁業灾害補償法第六十八条の規定による報告の徴収又は第七十七条の規定による検査を行った場合には、新漁業災害補償法施行令第一条第四項の規定は、適用しない。

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
（漁業災害補償法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 この政令の施行前に第二十六条の規定による改正前の漁業災害補償法施行令第一条の規定により権限を委任された都道府県知事が整備法第二百八十二条の規定による改正前の漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下この条において「旧漁業災害補償法」という。）第六十八条の規定による報告の徵収若しくは第六十九条若しくは第七十一条の規定による検査を行った場合又は旧漁業災害補償法第七十二条若しくは第七十三条の規定による処分を

（経過措置）
この政令の施行の際現に存するのり養殖業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（平成一九年二月二日政令第四一六号）抄
（施行期日）

2 その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済

附則（平成二四年三月二八日政令第六八号）
施行期日
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
経過措置

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
（経過措置）
2 その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

（施行期日）
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
2
（経過措置）
この政令による改正後の漁業災害補償法施行令第十九条の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日以後の日である漁業施設共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業施設共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年八月七日政令第二〇〇号）

（施行期日）

附 則（平成一四年七月一二日政令第二五四号）抄
（施行期日）
この政令は、平成十四年十月一日から施行する。
(経過措置)
その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例に

2 その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
(経過措置)

第三条 この政令の施行の際に成立している漁獲共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年九月二七日政令第二五号)

(施行期日)
この政令は、魚業整備に関する補償制度の改

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二八年一二月七日政令第三
七二号) 抄**

第一条 この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

(漁獲共済に関する経過措置)

掛金に係る補助金については、なお従前の例による附 則（平成二七年三月三一日政令第一）
附 則（三四号）
（施行期日）
2 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

に使用す
当該
満のもの
数が二十

数が十
のもの
(二) 渔
に規定す
置漁業

二 第二
（一） 宅
うち当該
に使用す
数が十ト
（二） 宅
うち当該
に使用す

第一條 (施行期)
二月一
附号
この
る。
別表
(第
区分

三 附（施行期） 一部をこの四月一（漁業災措置） いてはこの償法に基該共濟契

| 号漁業 | 置漁業以外の漁業の 共済契約に係る漁業 の漁船の合計総トン 未満のもの | 置漁業以外の漁業の 共済契約に係る漁業 の漁船の合計総トン 未満のもの | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 率限補助 |
|---|--|--|-----------|-----------|-----------|------|
| 業法第六十条第三項 の定置漁業以外の定 置漁業以外の漁業 共済契約に係る漁業 の漁船の合計総トン 未満のもの | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 率限補助 |
| 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 十の八 百分 | 率限補助 |
| 五の百 五六分 | 十の百 八分 | 十五 二分 | 十の百 三分 | 十の百 三分 | 十の百 三分 | 率限補助 |

| | | | |
|---|---------------------|--|---|
| (三) 殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの | 三十九 小割り式五年魚くろまぐろ養殖業 | (二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの | (一) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの |
| (三) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの | 三十九 小割り式二年魚めばる養殖業 | (二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの | (一) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの |
| (三) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの | 四十 小割り式三年魚めばる養殖業 | (二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの | (一) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いげすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの |
| 十の五 百分 | 十五 百分 | 十六 百分 | 十六 百分 |
| の六 一分 | 四 一分 | 八 一分 | 一 分 |

| の七社食 | の七社食 | の七社食 | の七社食 | の七社食 | の七社食 | の七社食 | の七社食 | の七社食 | の七社食 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 |
| の六 一分 | の四 一分 | の八 一分 | の六 一分 | の四 一分 | の八 一分 | の六 一分 | の四 一分 | の八 一分 | の八 一分 |

(三) 当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が十五万尾以上のもの

四十四 真珠母貝養殖業

(一) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの

(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十五台以上五十台未満のもの

(四) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの

四十五 ほたて貝等養殖業

(一) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台以上二百二十九台未満のもの

(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百二十九台以上五百台未満のもの

(四) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五百台以上のもの

| 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 |
|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| の四 一分 | の八 一分 | の六 一分 | の四 一分 | の八 一分 | の六 一分 | の四五七 一分 | 十の百 ・二分 | の八 一分 |

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が五十台以上八十台未満のもの

(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が八十台以上のもの

四十七 くるまえび養殖業

(一) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の面数が十六面未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の面数が十六面以上三十二面未満のもの

四十八 うに養殖業

(一) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の面数が三十二面以上のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が二十五台未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が二十五台以上五十台未満のもの

(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が五十台以上のもの

四十九 ほや養殖業

(一) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が百二十台未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が五十台以上のもの

共済責任期間中における最高の台数が百二十台未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの台数が五十台以上のもの

共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 | 十の百分 五七分 | 十の百分 六分 | 十の百分 五六分 |
| の六 一分 | の四 一分 | の八 一分 | の六 一分 | の四 一分 | の八 一分 | の六 一分 | の四 一分 | の八 一分 | の六 一分 |

